

山口県報

平成17年
5月10日
(火曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)	四
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	七
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	八
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	八
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示の廃止(畜産課)	八
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	九
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	九
道路の位置の指定(建築指導課)	九
公告	九
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	九
平成十七年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産課)	一
基本測量の実施(監理課)	一
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	二
労委公告	二
山口県労働委員会のおっせん員候補者	二

山口県告示第二百九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す



る。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年五月十日から同月三十日まで、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 武田薬品工業株式会社
住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 武田薬品工業株式会社光工場
所在地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設、同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
排水水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	項目		排水の汚染状態の値
		変更後	変更前	
七・九	"	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 七・五	排水の一日当たりの量 (m ³)
八・五	"	最大	七・五	
六・六	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 一四・六	排出水の一日当たりの量 (m ³)
一一・一	"	最大	四四・八	
二・八	"	浮遊物質 量 (mg/l)	通 常 二・八	排出水の一日当たりの量 (m ³)
五・七	"	最大	五・七	
検出せず	"	鉍油類 (mg/l)	通 常 検出せず	排出水の一日当たりの量 (m ³)
一〇・七	"	最大	一〇	
一六・三	"	窒素 (mg/l)	通 常 一四	排出水の一日当たりの量 (m ³)
〇・七八	"	最大	〇・三九	
一・二	"	リン (mg/l)	通 常 〇・五六	排出水の一日当たりの量 (m ³)
一一・一 四四〇	"	最大	一七三・二二〇	
一一〇・〇〇〇	"	最大	二九一・五七七	

山口県告示第三百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年五月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造及び排水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目		備考
	変更前	変更後	
七四	能 (m ³ /日)	三三〇〇〇	備考「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。
	力	三三〇〇〇	
工 事 着 手	予 定 日	平成一七、 六、一五	（既 設）
	工 事 完 成	平成一八、 一、一五	
工 事 完 成	予 定 日	平成一八、 一、一五	（設）
	工 事 完 成	平成一八、 一、一五	
使 用 開 始	予 定 日	平成一八、 一、一五	（設）
	工 事 完 成	平成一八、 一、一五	
使 用 の 方 法	間 隔 時	連 続	（設）
	一 日 当 た り の 使 用 時 間	二 四 時 間	
使 用 の 方 法	一 日 当 た り の 使 用 時 間	二 四 時 間	（設）
	季 節 的 変 動 の 要 求	変 動 な し	

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会	社会福祉法人 萩市社会福祉協議会	"	"	"	"	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	社会福祉法人 豊浦郡豊北町大字田耕二四二六の一	"	"	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会	"	"	社会福祉法人 萩市社会福祉協議会	社会福祉法人 萩市社会福祉協議会	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
号三丁目四番一	一三三二一の深川	三五六の三	"	"	"	"	号三丁目四番一	"	"	"	一三三二一の深川	"	"	"	"	"
下関市協同と よた訪問看護 ステーション	長門市協同 門支部訪問入 浴事業所	萩市協同 社協南事業 所	下関市協同 北訪問入浴 事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	長門市協同 置支部訪問 介護事業所	萩市協同 社協南事業 所	萩市協同 社協東事業 所	萩市協同 社協北事業 所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所
大字矢田三六	一三三二一の深川	萩市川上四五	大字滝部三一	大字川棚四八	大字一田三六	大字一田三六	大字一田三六	大字一田三六	大字一田三六	大字一田三六	長門市日置上 五九一四の三	六七川上四五	一三三二一の深川	大字下田 万一〇三六	大字一田三六	大字一田三六
訪問看護	"	"	"	"	"	"	訪問看護	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	平成二七	平成二五	"	"	"	"	"	"	"	"
二、一四	"	三、七	"	"	"	"	二、一四	二、一五	"	"	"	"	"	"	"	七
"	"	下関市	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会	萩市	"	"	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	株式会社 デイカール テンメ	医療法人 クリニクス	萩市	医療生活協同 組合健文会	萩市	萩市	"	"	"
"	"	下関市南部 一番一号	長門市東深川 一三三二一の深川	萩市大字江向 五〇	"	"	号三丁目四番一	下関市田町 一丁目二番 一六号	玖珂郡大島 大字神代四 七六	萩市大字江向 五〇	宇部市五十 山町一六の二	萩市大字江向 五〇	萩市大字江向 五〇	"	"	"
中央病院	"	下関市豊浦地 域ケアセン ター介護老 人保健施設 き苑	下関市豊浦地 域ケアセン ター介護老 人保健施設 き苑	下関市豊浦地 域ケアセン ター介護老 人保健施設 き苑	下関市豊浦地 域ケアセン ター介護老 人保健施設 き苑	下関市豊浦地 域ケアセン ター介護老 人保健施設 き苑	下関市豊浦地 域ケアセン ター介護老 人保健施設 き苑	富士デイサ ービス勝谷	最所内科	萩市国民健 康保険富診 療センター	萩市国民健 康保険富診 療センター	小野田診療 所	萩市国民健 康保険富診 療センター	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所	下関市協同 護事業所
大字一三六	"	大字一三六	大字一三六	大字一三六	大字一三六	大字一三六	大字一三六	下関市勝谷 一丁目九番 一六号	玖珂郡大島 大字神代四 七六	萩市大字江向 五〇	萩市大字江向 五〇	小野田市一 丁目一七番 二〇号	萩市大字江向 五〇	大字一三六	大字一三六	大字一三六
"	"	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	通所介 護指導	居宅療 養管理	訪問リ ハビリ	訪問リ ハビリ	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	二、一三	"	三、六	"	"	二、一四	"	一、一	三、六	二、一	三、六	"	"	"	"

山口県告示第三百四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

一 区域	柳井市	
二 検査の期日、場所等	期 日 時 間 場 所	
平成一七、七、八	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで 午後一時から午後二時まで	柳井市役所伊陸出張所
"	午後二時から午後三時三〇分まで	柳井市役所新庄出張所
"	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	柳井市役所余田出張所
"	午前一〇時三〇分から正午まで	柳東文化会館
"	午後一時三〇分から午後三時まで	アクティブやない
"	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	柳井市役所
"	午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	柳井市伊保庄公民館
"	午後一時から午後二時まで	柳井市役所阿月出張所
"	午後三時から午後四時三〇分まで	柳井市役所日積出張所
"	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	柳井市役所平郡出張所
"	午後一時から午後二時まで	柳井市役所平郡出張所西平郡連絡所
"	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	柳井市大畠公民館

三 所在場所における定期検査の期間

平成十七年七月十九日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

四 平成十七年七月八日から同月二十九日まで
指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一 区域	玖珂郡	
二 検査の期日、場所等	期 日 時 間 場 所	
平成一七、七、二〇	午前一〇時三〇分から正午まで	和木町体育センター
"	午後二時から午後四時まで	西部ふれあいセンター
"	午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	美和町保健センター
"	午後一時三〇分から午後三時まで	本郷村役場
"	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	由宇町文化会館
"	午前一時から正午まで	錦町役場高根支所
"	午後一時三〇分から午後二時まで	錦町役場深須支所
"	午後二時三〇分から午後四時三〇分まで	錦町役場
"	午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	美川町役場
"	午後一時から午後二時まで	美川町役場南桑支所
"	午後二時三〇分から午後三時まで	美川町林業センター
"	午前一時から午前二時三〇分まで	周東町役場川越出張所
"	午後三時から午後四時まで	周東町役場米川出張所
"	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	周東町役場相生出張所
"	午前九時三〇分から午前一時まで	玖珂郡周東町大字田尻七五九の八
"	午前九時三〇分から午後一時まで	山口東農業協同組合中田出張所
"	午前九時三〇分から午後一時まで	周東町保健センター

一	区域	熊毛郡			
二	検査の期日、場所等	平成一七、八、二六	午前一〇時から午前一時まで	田布施町城南公民館	所
			午前一一時三〇分から正午まで	田布施町麻郷公民館	
			午後一時三〇分から午後四時三〇分まで	田布施町西田布施公民館	
			午前九時から午前一〇時まで	平生町中央公民館	
			午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで	平生町曾根公民館	
			午後一時から午後三時まで	平生町佐賀公民館	
			午前一一時から正午まで	上関町立中央公民館	
			午後一時三〇分から午後三時まで	上関町保健センター	
			午前一〇時から午前一一時三〇分まで	上関町役場祝島支所	
三	所在場所における定期検査の期間	平成十七年九月一日から同年九月三十日まで		山口県計量検定所において実施する。	
四	指定定期検査機関の名称	社団法人山口県計量振興協会			

山口県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十七年五月十日

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
平生町	小郡大池地区	ため池の整備	平成一七、四、二三

山口県告示第三百六号

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成十六年山口県告示第二百二十四号の二）は、廃止する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
萩市川上字掛ノ浴四〇四〇の一五七・四〇四〇の一六六・大字佐々並字奥白口七一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、阿東町大字篠目字井手ケ迫八四〇の一、字小河内一七九〇、字木戸一九二二の一、一九二四、一九一五
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部
 森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十一年山口県告示第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

城之腰地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
萩	楳	城ノ腰	三九六の二三	一号
"	"	"	三九六の一	二号
"	"	"	三九六の一	三号
"	"	"	三九四	四号
"	"	無田ヶ原	三九二の一	五号
"	"	"	三九二の一	六号
"	"	"	三九二の一	七号
"	"	"	三九二の三	八号
"	"	"	三九一	九号
"	"	"	三八九の一	十号
"	"	"	三八九の一	十一号
"	"	無田ヶ原	二七二五	十二号
"	"	無田ヶ原	二七二七の一	十三号
"	"	"	二七九二の三	十四号
"	"	"	二七九八の二	十五号

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	城ノ腰	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	二八〇四の二	"	"	"	十六号
"	"	"	"	"	二八三二の一	"	"	"	十七号
"	"	"	"	"	二八三八	"	"	"	十八号
"	"	"	"	"	二八四一	"	"	"	十九号
"	"	"	"	"	三九六の三	"	"	"	二十号

山口県告示第三百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
柳井市柳井字国清八〇六の四並びに字森出口八〇七の一、四、四二〇九の二、四二二一の一、四二二一の二三及び四四二一の四	四・〇	三四・五	一三七・〇七



(二五九) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 特別保護地区の名称
 羅漢山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

羅漢山鳥獣保護区内の玖珂郡錦町大字大原の広島県と同町と玖珂郡美和町との境界点を起点とし、同所から錦町と美和町との境界線に沿って西に進み、玖珂郡本郷村と錦町と美和町との境界点に至り、同所から本郷村と錦町との境界線に沿って南西に進み、二〇七林班と二二〇林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って北に進み、二〇七林班と二〇八林班と二二〇林班との林班界の接点に至り、同所から二〇七林班と二〇八林班との林班界に沿って北東に進み、県道佐伯錦線に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、広島県と錦町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一一四ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、アカゲラ、オオルリ、ハチクマ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成十七年五月十日から同月二十三日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林事務所

一 特別保護地区の名称

大原湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

大原湖鳥獣保護区内の佐波郡徳地町大字野谷の一般国道四八九号と佐波川ダム管理道に通ずる小径との三差路を起点とし、同所から同小径に沿って東に進み、同管理道に至り、同所から同管理道に沿って東に進み、一一三林班と一一四林班との林班界に通ずる防火線に至り、同所から同防火線に沿って北西に進み、一一三林班と一一四林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って西に進み、一一二林班と一一三林班と一一四林班との林班界の接点に至り、同所から一一二林班と一一四林班との林班界に沿って北西に進み、同国道との交点に至り、同所から同国道に沿って北東に進み、

起点に至る線によって囲まれた区域の徳地町有林の全域(面積 三二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、県民が野鳥に親しむことができるよう整備されているとともに、アカマツ、コナラ等の巨樹が大部分を占める天然林を有し、センダイムシクイ、ヤマセミ、ヤマドリ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成十七年五月十日から同月二十三日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林事務所

一 特別保護地区の名称

常盤鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

常盤鳥獣保護区内の宇部市則貞三丁目の一般国道一九〇号と市道常盤公園江頭線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って北東に進み、市道常盤公園開片倉線との三差路に至り、同所から市道常盤公園開片倉線に沿って北西に進み、常盤公園園路との三差路に至り、同所から同園路に沿って北西に進み、野中三丁目のぼたん園前の常盤池の西側湛水線との接点に至り、同所から同湛水線に沿って北に進み、同池の北端を経て同池の東側湛水線に沿って南に進み、大字沖宇部字兵右工門屋敷の常盤公園幹線園路との接点に至り、同所から同幹線園路に沿って南に進み、常盤公園東入口駐車場に至り、同所から常盤池の南側湛水線に通ずる小径に沿って南西に進み、同湛水線に至り、同所から同湛水線に沿って南西に進み、常盤池から女夫池に通ずる暗渠に至り、同所から同暗渠に沿って南西に進み、女夫池の東側湛水線に至り、同所から同湛水線に沿って南西に進み、一般国道一九〇号との接点に至り、同所から同国道に沿って西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一三八ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
 身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、オオバン、カイツブリ、センダイムシクイ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成十七年五月十日から同月二十三日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林事務所

(二六〇) 平成十七年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成十七年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県立農業大学校
 美祢市伊佐町河原 山口県畜産試験場

三 開催期間

平成十七年六月十三日(月曜日)から同年七月八日(金曜日)まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

区 分	学 科		科 目
	専門科目	一般科目	
実 習	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	

区 分	学 科		科 目
	専門科目	一般科目	
実 習	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	

七 受講願書の提出期限

平成十七年五月二十日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万六千八百円に相当する山口県収入証紙を受講願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林部畜産課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所に行うこと。

(二六一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(都市再生、国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、下松市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市、吉敷郡小郡町及び阿武郡阿東町

三 作業の期間
平成十七年五月九日から平成十八年二月二十八日まで

(二六二) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、周東町久宗土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成十七年五月十日

山口県知事 二井 関成

一 就任した理事

氏名 住 所

柴田 修身 広島市安佐北区口田四丁目一九番一九号

二 退任した理事

氏名 住 所

山根 俊郎 玖珂郡周東町大字下久原八九三の一



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成十七年四月十四日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成十七年五月十日

山口県労働委員会会長 加藤 政男

氏 名 略 歴

加藤 政男 山口県労働委員会公益委員
山口県労働協会理事長

柳澤 旭 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部教授

大田 明登 山口県労働委員会公益委員
弁護士

菅野 能久 山口県西部労政事務所長

北本 時枝 山口県労働委員会公益委員
税理士

中坪 清 山口県労働委員会公益委員
弁護士

大塚 健二 山口県労働委員会労働者委員
マツダ労働組合副執行委員長

杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員
トクヤマ労働組合執行委員長

中野 威 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

長嶺 平治 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長

山田 正人 山口県労働委員会労働者委員
全日本運輸産業労働組合連合会山口県連合会執行委員長

浅野 正之 山口県労働委員会使用者委員
宇部興産株式会社顧問

猪塚 一夫 山口県労働委員会使用者委員
林兼産業株式会社常務取締役

井上 徹 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事

大谷 憲史 山口県労働委員会使用者委員
東洋鋼鉄株式会社取締役下松工場次長

山田 義裕 山口県労働委員会使用者委員
宇部鉄工業協同組合理事長

小谷 典子 前山口県労働委員会公益委員

中山 修身 前山口県労働委員会労働者委員

阿部 哲男 前山口県労働委員会労働者委員

須之内良夫 前山口県労働委員会労働者委員

吉木 英一 前山口県労働委員会労働者委員

中田 士朗 前山口県労働委員会使用者委員

川尻 博之 山口県労働委員会事務局長

家根内健二 山口県労働委員会事務局長次長

齊藤 憲平 山口県商工労働部労政課長

藤井 俊照 山口県東部労政事務所長

平成十七年五月十日印刷
平成十七年五月十日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)